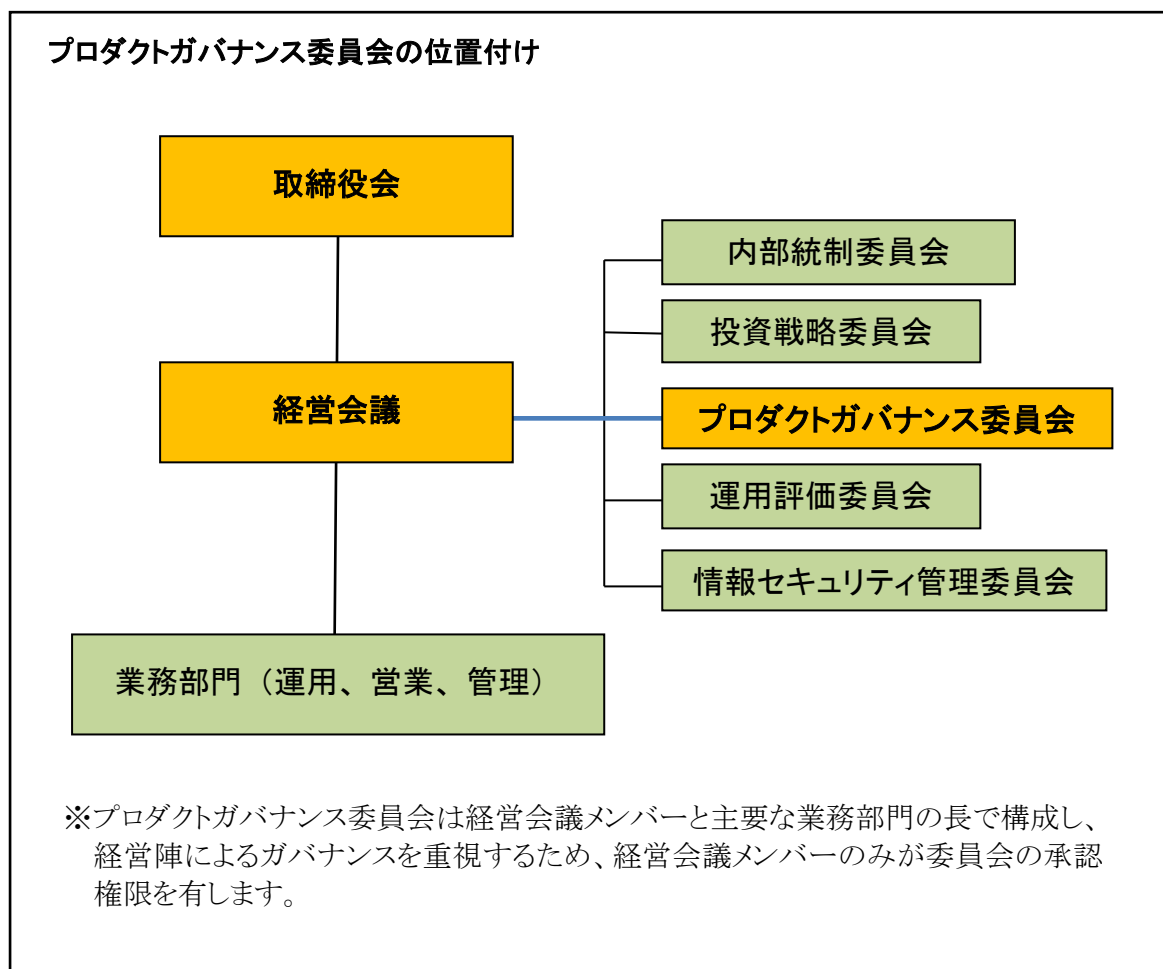


プロダクトガバナンス体制について

顧客本位の業務運営に関する基本方針に基づき、金融商品の組成に携わる資産用業者として顧客に付加価値をもたらすと同時に当社の経営を持続可能なものとするため、プロダクトガバナンス委員会を設置し、金融商品の組成時だけでなく組成後も顧客ニーズや持続可能性等に関する検討・審議を継続することによりプロダクトガバナンス（顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するためのガバナンス）を実践します。

プロダクトガバナンス委員会の概要は次の通りです。



プロダクトガバナンス委員会の主な役割

- ・新規設定投資信託の決定
当初デューデリジェンス及び販売会社との情報連携等に基づく商品性の検討結果を踏まえて新たに設定する投資信託（ファンド）を承認します。
- ・既存投資信託の継続または商品性の変更の決定
定期的デューデリジェンス及び販売会社との情報連携等に基づく商品性の検討結果を踏まえて既存投資信託の継続または必要に応じた商品性の変更等を承認します。
- ・運用再委託先及び投資対象外国ファンドの決定
担当部署によるデューデリジェンスやモニタリング等の結果を踏まえて運用委託先及び投資対象外国ファンドの採用または継続を承認します。